

文書館だより

第14号

平成2年1月

地方改良運動と報徳社

—— 県行政文書利用による ——

文書館 小池善吉
運営協議会委員



一 地方改良運動の歴史的意義

近代日本の農村社会史には三つの危機があった。第一の危機は一八八〇年代松方デフレ下の農村困窮期であり、第二の危機は一九一〇年代日露戦後の農村社会再編成期であり、第三の危機は一九三〇年代昭和恐慌下の農村不況期であった。そして各期には危機克服のための農村施策と運動が展開されている。すなわち第一期には自由民権運動、第二期には地方改良運動、第三期には経済更生運動が行われている。私は各期の危機とその運動

について扱ってきたが、ここでは第二の危機と地方改良運動の研究を通じての県行政文書の利用について述べておく。

はじめに私は農村社会学の視点から地方改良運動における青年会活動と村落共同体の関係の小論を書いた際に、この運動関係の県行政文書の一部を利用した。これが契機でこの関連資料に広くあたることになったが、その過程で地方改良運動の歴史学の著書論文にもふれる機会をえた。すでに中央の学者が県行政文書を大幅に駆使して地方改良運動の研究をしていたことがわかった。特に宮地正人氏は県行政文書を広く活用して優れた業績をあげていた。宮地氏はじめ賀川隆行氏、大島美津子氏らの先学者たちの研究成果をいかに発展させるかは、県史としての課題であると自覚した。宮地氏は

法人設立許可願
故ニ宮先生ノ遺教ヲ遵奉シ勤儉推譲、
美風ヲ奨励シ報徳ノ事業ヲ行ハシカ為メ
新井保三郎外拾四名申合セ結社致度至
就ラハ民法第三拾四條ニ該當ス社團ニシテ
学利ヲ目的トセサル者ニ有之候條許可被
成下度定款相添(以改相願至也)
明治四拾貳年貳月拾貳日
群馬縣多野郡神川村 倉生利村
新井保三郎
新井春吉
新井富藏

太田報徳社定款

第一章

總則

第一條 當社ハニ宮先生ノ遺教ヲ遵奉シ勤儉推譲ヲ奨励シ報徳ノ事業ヲ立ルルヲ目的トス

第二條 當社ノ報徳金ト稱スルハ(一) 二種トス

一 土庫金 一 善種金

第三條 報徳金ノ外各種ノ積立金ハ何等ノ名称ニ拍ハラス當社ノ預り

太田報徳社定款 (「明治42年 現吾妻郡吾妻町」)

生利報徳社設立許可願 (「明治42年 現多野郡万場町」)

「地方改良運動の論理と展開」(一)(二)(史学雑誌)のなかで「明治42年 雑事(明一三四七)」を中心に早くから県行政文書を豊富に活用していたのである。

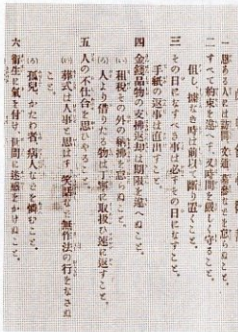
私は日露戦後の群馬農村の危機を三つの局面から捉えることにした。(一)新町村財政の危機と農民の納税負担の実態 (二)地主制の危機として群馬農村の地主小作関係の実態 (三)広く県民の生活実態についてであった。そして危機への対策として政府は地方改良の諸施策と運動をうち出した。まず(A)諸施策には日露戦後の地方経営のための総合対策として、一期(明治四二年〜四三年)には、町村行財政の強化のため①基本財産の整備と②部落有財産の統合、③神社合併と④学校統合、そして⑤旧来の生活習俗の改良などを実施している。さらにこれら施策実施に当っては町村民統合のために精神教育指導としての地方改良運動を展開した。続いて二期(大正三年〜七年)には、町村経済改良調査を実施し、それに基づいて町村是を作成しこれを実践させた。ついで(B)政府は、県から郡にわたって、青年会と報徳会を育成し(後には戸主会・主婦会をも形成)、下から地方改良運動をもちあがらせるよう指導している。

二 群馬県の地方改良運動と報徳社

明治四十一年十月戊申詔書渙発を契機に、神山知事と羽田男子師範学校長の率

先指導のもとで、翌年三月戊申会が設立され、全県にわたってその組織化が推進された。その精神は至誠・勤労・分度・推譲を主柱とする報徳思想に基づいて経済と道徳を一元化したものであった。県

戊申会の実践躬行の行動内容は十カ条の「簡易道徳」で示された。報徳精神をバックボーンに設立された県戊申会が、県民の日常生活に根ざす簡易道徳の実践をとりあげて運動の主目標としたことは、農民心理に即応したわかり易い通俗のモラルであった。特に日露戦後のこの時期は、まさに民衆が新しい生活規律を求めて自己鍛錬へかりたてられており、新しい社会状況に適合した禁欲的な通俗道徳(簡易道徳)を希求していたのであ



簡易道徳



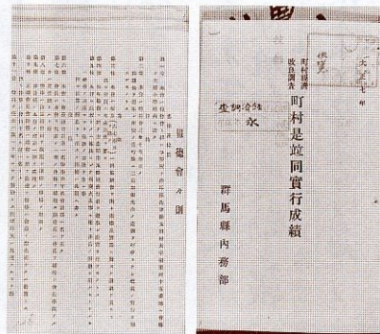
戊申会徽章

る。さて本県の報徳社とその運動の状況をみておく必要がある。地方改良運動において報徳社はどんな役割を果たしたのか。本県の報徳精神の導入は古く、その

原点については色々いわれているが、県内で報徳会が各地で設立されたのは日露戦後の明治四十年代で、当時法人化を申請し報徳社が多数認可されている。その申請書類は県行政文書中に多数見出される。報徳会創立の最初は明治三十一年吾妻郡の太田報徳会であったが、日露戦後の地方改良運動を通じて特にめざましい活動をしたのは、上記太田報徳社のほか、勢多郡芳賀村小神明報徳社、利根郡利南東報徳社などがあげられよう。三村の報徳社の活動については、県史研究第10号の論文や群大紀要五五年論文の作業の際に、明治四十年代県行政文書雑事綴から多くの関係資料を引用させてもらった。さらに県史研究第12号では、調査主体の報徳社の経済改良調査と村是作成およびその実践事例についての多数資料を大正七年県行政文書から採取した。なお多野郡多胡村の経済改良調査にもこの大正七年の資料を一部活用している。

県内各地の報徳社については、五四・五五年の研究時に、主として県行政文書を用いて徹底的に検出した。西毛 多野郡——藤岡報徳社 神川村

森戸報徳社、生利報徳社、中里村尾附報徳俱樂部、柏木報徳社、平原報徳社 北甘楽郡——額部報徳社、小幡村報徳社 碓氷郡——九十九村小日向報徳社、上増田報徳社



報徳会会則 町村是並同実行成績

北毛、利根郡——白沢村岩室報徳社、平出報徳社、同村戊申会、同村報徳同志会、尾会力社、片品村幡谷報徳社、薄根報徳社、水上村小仁田報徳社、桃野戊申会、利南東報徳社、上沼須報徳社、栄町報徳社、戸鹿野報徳社、新治村須川報徳社、戊申報徳会、大塩積善会、上羽場報徳社、旭報徳社、塩原報徳社、下新田報徳社、川田村報徳組合、入沢報徳組合、平井報徳会、水上村小日向報徳社 吾妻郡——太田村太田報徳社、沢田村四万温泉報徳会、折田村報徳会、山田村戊申会、上沢渡村戸主会、四方村報徳

会、山田村二区青年報徳会、中之条町青山村報徳会、伊勢町上ノ町報徳会、原町在組報徳社、高山村尻高村報徳社、高山報徳社

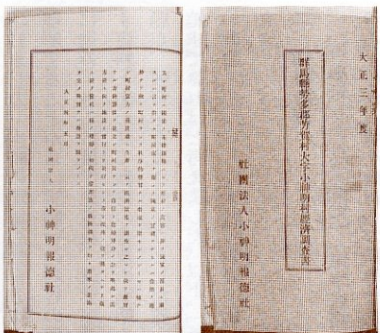
中毛——群馬郡 清里村清里報徳社、川村八木葦具青年報徳会

勢多郡 —— 芳賀村大字小神明報徳社、敷島村棚下報徳社

東毛 新田郡 敷塚本町報徳青年団、綿打村報徳青年会

以上、主に西毛北毛の山村から農山村にかけて発生した報徳社(会)のある村々は、生産力の低い畑作養蚕地帯であり、他は明治期に組合製糸が設立された先進的な養蚕製糸地帯である。そして報徳社の成立の少なかった東毛(新田・邑楽・山田)は畑作養蚕の性格がうすく主穀生産地帯で、早期に地主制が発達し、明治三〇〜三五年には中小地主が没落し、当時すでに大地主による村落体制が確立していた。これに比して養蚕製糸地帯では、農家は組合製糸に参加し、これに従事していたために小作化が阻止された。県内の他地帯に比較して中小農家が大方安定した地域であった。本県は畑作養蚕地帯として日露戦後には農村の商品経済もかなり進展し、中小地主と自作上層は経済的に安定していた。かくて養蚕県では大地主制の広汎に存在する地帯や米作単作地帯と違って中農層が厚かった。

地域と推定される。そこで私はこの研究仮説にたつて報徳運動村の畑作養蚕経営に立脚する中農層と村落構造との関連性を調べることにした。上記の小神明報徳社と利南東報徳社を対象に、農家構成と指導者たちの社会階層的性格について、



小神明村経済調査書

さきの経済改良調査資料を用いて調査した結果、これが実証できたのである。

さて報徳運動の原生地の静岡県の事例研究から佐々木隆爾氏は大地主地帯と中小地主兼自作地帯との報徳社運動の二類型の相違を実証していたし、賀川隆行氏は勢多郡芳賀村の事例研究から、地方改良運動において(一)大地主支配の部落と(二)中小地主兼自作上層支配の部落では運動への対応が違うことを述べていた(『地方改良事業の社会的基盤』歴史学研究 No.四〇八)。(一)型は県下地主会長長の村、(二)型では小神明報徳社が設立され、これが

主軸になって県下でも最も活発な運動を展開していた。

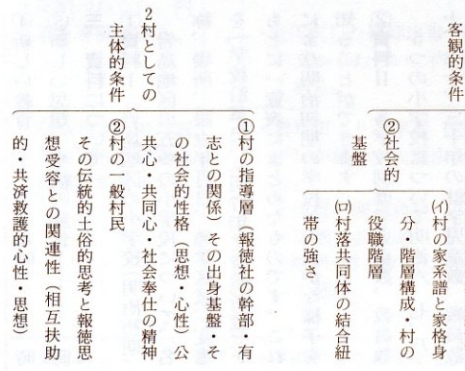
三 群馬県報徳社運動村の三類型

私は二人の研究の示唆をうけて本県報徳運動村の研究を試みた。研究方法として、まず村の経済階層構成の基底を把握する客観的指標として土地所有・地主制・農民分解度について分析し、ついで報徳社運動についての主体的指標として人(指導者と村民)と組織について社会学的分析を行った。これを次に表示しておこう。

II 中小地主の主宰する村……中小地主(一〇〜二〇町地主)一、三人)の主導による。村の経済階層構成は村々で相違、中間の自作小作層が弱体の村が多く、自作小作の窮乏化を中小地主の指導による共済救護方式をとる場合が多かった。利根郡薄根村(一村一社)、利南東地区(三大字一社、吾妻郡太田村(一村一社)多野郡神川村生

最後に村の経済階層構成の基底をなす土地所有・地主制・農民分解度等にもとづいて、県下の報徳運動村の三類型試案を提示しておく。

I 大地主の主宰する村……県下でもごく少数で吾妻郡沢田村大字山田が典型である。明治四三年町庄蔵(三四歳)の主導で創立、町田家は郡内最高地主(五三町七反、小作人一七〇人)、村は町田家のもと中小地主と自作農が大半をしめ経済的には極めて安定していた。



III 自作上層が主体の村……小地主または自作上層の指導で運動が展開、県内にはこの類型が相当多いのが特徴のようである。勢多郡芳賀村小神明、碓氷郡九十九村小日向、同村上増田、利根郡新治村須川、同村上羽場、吾妻郡高山村尻高などがあげられる。

地域素材の教材化とその実践

——「新しい教育」の授業を中心に——

吾妻町立岩島中学校 高橋 通泰

一、はじめに

社会科学において地域素材を活用した学習が重視されて久しいのですが、実際に授業にいかすとすると、資料の収集・分析・教材化等なかなか難しい面があります。私の歴史の授業を振り返っても中央の出来事を通史的に扱うことが多く、生徒にとっては抽象的、観念的なイメージでしか歴史を捉えることができないという危惧がありました。

そこで、本年度の教育センター中学校社会科研修講座「社会科のねらい達成のための、地域素材を活用した授業のあり方について」に参加し、地域素材の活用についてあらためて考えてみました。

私は、「学校沿革誌」「学校設立伺」等の明治初期の地区（吾妻郡吾妻町岩島）の教育を知る資料を文書館での研修で手に入れることができたので、明治維新の中の「新しい教育」を実践の題材に選びました。（文書館には、明治期の学校関係の文書が多く保存されており、検索のための件名目録も刊行されています）

実際の授業での資料の使い方について

は、次の点に留意しました。

まず、導入では、本時に対する興味・関心を高めるため、明治時代の高等小学校筆算教科書を使用しました。

次に、展開部分では、学習内容を身近なものにするため、まず岩島地区の明治初期における教育の実態を示す資料を提示しました。当時の地域の教育の様子を理解することから「学制」の内容の理解に進み、さらに就学児童数、就学率を示す資料とあわせて教育の普及の実態や問題点、教育を普及させようとした理由を追求できればと考えました。以下、「新しい教育」についての実践の概要を紹介いたします。

二、指導計画

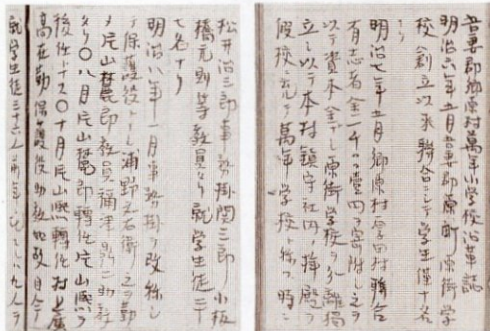
「新編新しい社会歴史」（東京書籍）を中心とした「明治維新」の指導計画は次のとおりです。

- ①新政府の成立、版籍奉還
廃藩置県 四民平等……………一時
- ②地租改正、殖産興業、徴兵制度……………一時
- ③朝鮮・中国の条約、国境の確定
士族の反乱……………一時

- ④新しい教育……………（本時）……………一時
 - ⑤新しい思想、生活の変化……………一時
- 三、資料について

①資料Ⅰ 岩島地区の小学校（明治初期）
岩島地区の五つの小学校について、名称、場所、設立年月日、通学区、変遷を「学校沿革史」（明17年文書館所蔵）をもとに一覧表にまとめたものです。これにより明治初期の学校の大きな様子を知ることができます。

②資料Ⅱ 各学校別就学児童数、教員数
5つの小学校について明治六、七、八、十、二十、三十年の就学児童数、教員数を「学校沿革史」をもとに一覧表にまとめたものです。当時の学校の規模がわかります。



万年小学校沿革誌

③資料Ⅲ 五つの小学校の就学率
五つの小学校区の学齢児童数、就学児童数、就学率と不就学の理由を一覧表にまとめたものです。これにより、男女の就学率の差、当時の人々の教育に対する考え方を知ることができます。

（岩島村誌補正 表参照）

④資料Ⅳ 就学率（全国平均）
明治六、八、十二、十八年以下五年ごとの就学率の全国平均を表にしたものです。この資料4と資料3を比較することにより、岩島地区の教育に対する関心度を知ることができます。

ほかに高等小学校筆算教科書（実物）と被仰出書のコピーを使用しました。

就学児童数・就学率（明治9年）

	学齢児童数			就学児童数・就学率		子守		貧困		無理解	
	男子	女子	計	男子	女子	男	女	男	女	男	女
万年小学校	40	51	91	38	39	0	7	1	0	0	0
松谷小学校	41	33	74	36	9	0	0	0	13	0	0
上島小学校	21	22	43	16	7	0	0	0	11	0	5
三島小学校	86	79	165	75	2	0	1	0	54	0	0

不就学児童の理由

四 本時の学習 「新しい教育」(題材名 明治維新)

(1) ねらい 明治初期の教育がどのように行われたかを地域資料をもちいて理解させる。

(2) 展開

ねらい	時	生徒の活動	指導上の留意点	資料
<ul style="list-style-type: none"> 明治期の小学校の筆算教科書の問題を解かせ、明治の教育の興味づけとする。 	5 (分)	<ul style="list-style-type: none"> 筆算教科書の問題を解き、当時の教育に関心を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入として扱うので内容的に深入りしない。 教科書を読ませ、実際に分数の加法減法の問題を解かせる。 現代の教科書との相違点にも気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等小学校筆算教科書(実物)
<ul style="list-style-type: none"> 岩島地区に設立された学校の概要を調べさせる。 	8	<ul style="list-style-type: none"> ①名称②時期③場所④規模等を資料Ⅰ、資料Ⅱより調べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 初期の学校は寺院や民家を利用したものが多かったことをとらえさせる。 政府は学校設立の経費は人民に負担させる方針だったので、設立にあたっては各地域の人々の努力(寄付、場所の提供等)があったことを補足する。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料Ⅰ 岩島地区の小学校一覧 資料Ⅱ 学校別就学児童数、教員数
<ul style="list-style-type: none"> 小学校設立の理由について考えさせる。 学制のねらい、内容を理解させる。 	20	<ul style="list-style-type: none"> 岩島地区の人々が小学校設立のために努力した理由について自分の考えを発表する。 新しい時代には教育が必要であると考えた。 政府が学校をつくるように命令を出した。 現代訳した被仰出書(学制)の文からねらい、内容をまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人々の教育に対する理解とともに、政府の方針として教育の普及があったことにふれ、学制につなげる。 学制、教育の必要を富国強兵と結び付けて考えさせる。 四民平等の精神がいかにされており岩島地区ではそれがどう実施されていたかにつなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被仰出書(学制)と要約のプリント
<ul style="list-style-type: none"> 明治初期教育の普及の実態と問題点に気づかせる。 	12	<ul style="list-style-type: none"> 資料Ⅲより就学率(特に女子)が低かった理由を考える。 学費の個人負担 労働力の確保 教育(特に女子に対する)の軽視 	<ul style="list-style-type: none"> 資料Ⅲと資料Ⅳを比較して、岩島地区の就学率が高かったことを知らせる。 当時は女子の教育に対する軽視があったことをおさえる。 江戸時代より寺小屋教育が盛んであり、教育に熱心な土地柄であったことを補足する。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料Ⅲ 岩島地区小学校の就学率 資料Ⅳ 全国の就学率
<ul style="list-style-type: none"> まとめ 	5	<ul style="list-style-type: none"> 本時のまとめをする。 		

四、まとめと反省

地域素材を教材化し授業を行ったわけですが、効果があったと思われる点、反省点を次にあげてみます。

①導入で当時の教科書を使って計算させたのは、生徒に興味をもたせるうえで効果があった。

②地域に密着した資料なので、生徒が授業に積極的に取り組むことができた。

③小学校設立についての地域の人々の苦勞等をもとにして生活に密着したかたちでとらえさせたかったが、資料を用意できずやや形式的になってしまった。

④今回使用した資料は、表の形にしたため表の読み取りで多くの時間を費やしてしまい、内容的に深まりを欠く場面もあった。

次に研修講座の発表会で話題となったことを挙げてまとめたいと思います。

まず、地域素材は生徒の興味・関心を高めるためには大きな効果があるといえます。そのためには、教師が地域素材をいかに収集し、それを取捨選択して教材化するかが課題となります。本時の目的をより明確にし、地域素材を教材化する目的、意義等を煮つめることが重要であると考えます。しかしながら、実際に授業を行ってみると、なかなか難しいのが現実でした。これを契機とし実践を続けたいと思います。

新たに閲覧できる文書

甘菜郡鬼石町譲原

山田松雄家文書

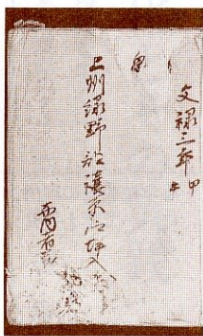
山田松雄家文書は、昭和五七年に寄託され、このたび総点数二二二一点が閲覧開始となりました。

山田家は、江戸時代を通して緑埜郡譲原村（現鬼石町譲原）の名主役をつとめてきた旧家です。譲原は、近隣の村々同様一貫して天領であり、幕府代官の支配を受けてきました。神流川と三波川とに村の東部と北部がそれぞれ接する甘菜郡入口の村として、山中領数ヶ村への継立をし、又、中山道新町宿より助郷人足の触当をも受けてきた村です。畑作農業のほか、近隣村々と漆を生産し年貢として上納していたほか、紙や絹なども生産していたようです。

この様な地理的環境にあった山田家に残された文書の内容は多岐にわたっていますが、二二二一点のうちほとんどは近世文書です。



慶長4年 年貢割付状



文禄3年 譲原坪入帳

主な文書は「五人組帳」「宗門人別帳」「石高帳」「年貢取立帳」「年貢勘定帳」「村人用夫錢帳」「正漆組合目揃帳」「四季打鉄砲拜借証文」「普請所仕方書上帳」「潰百姓書上帳」「助郷免除願控帳」など、中でも古い内容を伝えているものは、「文禄三年上州緑埜郡譲原村之郷坪入之帳」で各人の畑と屋敷の高辻が實文で表わされています。その外、多数残されているものは、「御用向控帳」や「御伝馬人足日記」などです。

また和宮下向、関東取締出役等に関する「廻章」や「書簡」をはじめ種々の訴訟や佗び状、往来手形、御用木の川下げ、年貢皆済目録、砂入や普請、時宗満福寺、押し込み盗賊等に関する文書が残されています。特に慶長四年のものから残されている「年貢割付状」は貴重な資料と言えます。さらに名主役儀に関する願書や離縁状なども残されています。このように山田家文書は、近世文書を主体とする歴史史料として大変貴重なものと言えましよう。

(主幹兼専門員 田嶋巨)

新たに閲覧できる

マイクロ複製絵図

昨年度から始めました明治初期絵図のマイクロフィルム化による複製作業の本年度分が終了し、昨年十一月から別表の八〇枚が閲覧できるようになりました。ところで、前号で絵図のマイクロ複製について紹介して以来、本館には多くの

方々から「A村の絵図を先にマイクロ化して欲しい」との要望や、「B村はいつできるのか」とのお尋ねが寄せられています。しかし、作業は、全体図の撮影場所や分割図の撮影方法等の都合で、小型（二メートル四方以下）の絵図から、整理番号順に計画を立てて実施しています。要望に十分お応えできませんが、ご了承のうえご利用ください。

(主任 小暮 隆志)

平成元年度マイクロ複製済図絵図一覧表

検見耕地絵図	番号	地名	番号	地名
587 (勢多郡) 見立村	485	緑埜郡牛田村	378	利根郡大倉蘭新田
549 碓氷郡鷺宮村	484	川除村地図	383	碓田村
350 (利根郡) 戸鹿野村絵図	480	本動堂村	385	恩田村
357 利根郡上久屋村	479	(〃) 下大塚村	406	今井村
371 // 発知新田	496	三ツ木村	344	山田郡古水村
369 (〃) 中発知村絵図	482	多胡郡本郷村	343	矢部村
366 // 上発知村	505	甘菜郡下黒岩村	345	新田郡東今井村
364 (〃) 下佐山村絵図	509	田嶋村	334	西野谷村
399 // 町田村絵図	519	藤木村	416	四ツ谷村
396 // 戸神村	520	小桑原 (村)	441	入ヶ谷村
394 // 石墨村同新田絵図	521	白岩村	453	傍示塚村
347 (〃) 下沼田村絵図	522	後賀村	442	高根村 (4枚の内)
384 // 碓田村絵図	523	蔵村	409	成島村絵図面 (7枚の内3)
386 // 恩田村	531	星田村	427	小桑原村絵図面 (3枚の内2)
381 (〃) 白岩村	530	君川村	428	堀工村絵図 (6枚の内)
387 // 井上上村	529	田森村	429	堀工村絵図 (6枚の内)
391 // 堀廻村山林田畑社寺民家水道筋書上絵図	510	(〃) 黒川村	436	近藤分絵図 (2枚の内)
地発発行にかかる地引絵図	568	碓氷郡町屋村絵図面		
578 勢多郡下南室村	567	常木村		
585 // 北上野村	542	築瀬村		
589 // 瀧沢村	545	上磯部村		
588 // 見立村	544	西上磯部村		
632 // 室澤村	546	下磯部村絵図面		
634 // 新屋村	566	別所村		
457 群馬郡南牧村	570	越泉村		
476 緑埜郡中村	539	古屋村		
472 // 森村	538	高別当村		
493 // 鮎川村	575	小俣村		
474 // 立石村	362	利根郡上佐山村 (株場入会絵図)		
481 // 根岸村	363	上佐山村		
			村字限図 (村誌絵図)、郡図	
			359 利根郡上佐山村	
			370 (〃) 中発知村	
			旧藩 (県) 鹿絵図	
			574 元安中県内鹿絵図 (城郭内)	

利用者の目



講演「入会林野の諸問題」を聞いて

前橋市南町 梅沢博幸

むかし、入会権とは、「一定の地域の住民が、山林原野において共同に収益する慣習上の権利」と学び、自然経済の下では住民が重要な社会的作用を営んだものの、貨幣経済の発展した社会では「入会地は荒廃する」と、単純にきめこんでいました。

このたび、講演を聞く機会を得て、改めて入会林野が村のくらしと切り離せない重要で困難な問題であることを教えられ、不明を痛感いたしました。特に、講師の自然保護に対する強い愛着が、印象に残りました。「森林は、自然のままに育つものではない。労働した者がその恩恵に浴することが出来る。」との安易な受益を戒める言葉は、入会地の歴史についても、自然とともに生きる住民のく



風景の講演記念展企画

らしを基本に、考えなければならぬことを強調されているように思われます。

なお、講師から、「本県が長野県などとは違い、入会林野の名残が乏しいのは何故なのか、原因を歴史的に考えて欲しい」との希望が出されましたが、怠け者には何とも頭の痛い宿題として残りました。

林業経営課 細野明彦

私は仕事上入会林野に携わっています。入会林野と村との関わりやその沿革については未知の部分が多く、文献も少ない研究の進んでいない分野であると思っていました。

講師は村の生活との関わりについては特に農業との関わりを主な視座として解き明かしてくれたと思います。また、沿革についても論理的であり、参考とするものが多くありました。

前橋市西大室町 根岸孝一

古島先生のお話を聴き「温古知新」の語をしみじみ感じました。江戸時代の山林行政は幕府、藩ともに用途別に厳しく管理していたのですが、産業や生活が変化するに伴って管理体制が崩れてしまつたようです。学生の時に林業の授業で森林の効用の第一は「水源の涵養である」と教えられました。それが管理された森林であればこそその目的が達せられたのでしよう。今や森林管理の強化は公私有を問わず急務であると思えます。

県内古文書研究団体紹介

磯部古文書教室

この教室は、昭和五十六年松井田町のすずめで磯部公民館が、安中市で初めて開設した古文書解説教室（講師淡路博和先生）に始まりました。六回の教室終了後も、参加者が自主的に月一回の学習を続け、教材には磯部の旧家秋原家が代々大切に保管し、安中市の重文の指定を受けている「秋原家文書」（中沢多計治、木暮勝弥両氏により目録作成）を使わせてもらいました。

当時の秋原家当主弥六氏（昭和五十九年八十八歳で没）は私財を投じて、保管用の耐火書庫、学習宿泊用の和室二部屋、調理室、浴室などを備えた「秋原古文書館」を建設されました。完成はその年の年末でした。

教室は場所を公民館から「秋原古文書館」へ移し、昭和五十七年一月から、毎月第一・第三水曜日と月末の日曜日、計三回、所蔵されている古文書の解説を中心に学習してきました。今までに読んだのは「生活」「餌差」「人見堰」で、今「警察」を解説中です。時には会員が入手した古文書を協同で解説しています。秋原さんは開館と同時にコピー機を購入して

下さったので大へん便利にしています。

教室内の学習だけでなく、年に二・三回は懇親・見学旅行もしています。昨年十一月一日には川場村を訪ね、資料館をはじめ各種施設、史跡を巡り、この村の文化の高さと、村おこしの情勢と実体に触れてきました。



学習の一コマ

発足以来の参加者は三〇名余、今は次の十四名が学習しています。磯部Ⅱ入沢あさの、坂本庄司、神保巴、須藤元夫、須藤英雄、関口八郎、萩原美智代、安中Ⅱ新井晋、海保きみ、柳沢信蔵、原市Ⅱ小坂橋甲子男、小林幸夫、半田喜作、後関Ⅱ中山七郎、この中何人かは文書館の古文書講座にも参加しています。指導は淡路博和、岩井弘毅両氏から随時受けています。（安中市磯部 関口 八郎）

レファレンス コーナー

Q、江戸時代、頻繁に生じた境界争論の訴訟手続きについて教えて下さい。

A、村共同体の関係する、入会・用水等の争論は、内済による解決が基本でしたが、山野の境界争論等は、評定所への訴えが義務づけられていました。この場合は、まず、訴訟を起こした側が、訴えの内容を書き記した文書(訴状)と証拠類を奉行所に提出します。奉行所では、この訴状に留役といわれる役人が修正を行い(目安札)、本目安となったものに裏書(裏判)が加えられます。裏書の内容は、その訴訟の相手方に宛てられ、誰それがこのように目安を差し出したので、返答書を作り、定められた日(差日)に出向いて対決せよ、というような文言になっています。時には、裏判ではなく、「差紙」といわれるもので、同様の召喚が行われることもありましたが、こうして、次に、江戸の評定所へ場所を移し、双方への審議が行われることになりました。

江戸に呼び出された訴訟人、相手方は、伝馬町にある公事宿で、審議の間中、留まっていなければなりませんでした。

しかし、期間が長くと費用が重み、村の財政は苦しくなるし、また、何よりも訴訟にきている人々の村での仕事が滞ってくるし、大変な犠牲を払わなければならなかったのです。

さて、審議が済むと、評定所から判決言渡しがあり、訴訟当事者はこれを文書にし、奉行の連印を受けて裁許状を作ります。しかし、争論は後年も繰り返されようです。(文書館囑託 千川明子)



● 新たに収蔵された文書

①前橋市大手町 矢部寛家文書(寄贈) 先代辰三郎氏(軍医)の遺品で、明治三十八年十二月二十日、宮中の大本宮閉鎖に際し下賜された勅語。

②長野原町・湯本正喜家文書(寄託)

同町大津の江戸時代後期から明治期の古文書で、田畑名寄帳、高反別取調書上帳など土地・年貢関係のものがある。他に大津村の戸長役場関係、同家の経営帳簿や文芸資料、典籍、掛軸も含まれる。

● 常設展のご案内

文書館では、一月八日から、収蔵文書の紹介を中心とした常設展を開催しています。古文書では、山田松雄家文書(鬼石町)の中から年貢割付等(期間中定期的に展示替えを予定)、行政文書では、足尾鉾毒事件関係の文書や写真、被害地

図等を紹介しています。また、その他に、古文書の用紙と形態等の解説や古文書の解説などのコーナーも設けています。

皆様のこ来館をお待ちしております。



あゆみ

蛎魚の会・古文書同好会継続

元・7・5 行政文書一括くん蒸(〜)

元・7・7 文書館文書調査員会議

元・7・30 第1回長期古文書解説講座

田畑勉(群馬高専教授)4回迄

元・8・2 教育センター社会科研修講座

座当館で開催

元・8・5 第1回郷土史研究講座

西垣晴次(群大教授)

元・8・12 第2回郷土史研究講座

森田秀策(高崎南小校長)

元・8・9 博物館学実習(〜19)

元・8・19 第3回郷土史研究講座

渡辺三郎(県史編さん室主幹兼専門員)

元・8・20 第5回長期古文書解説講座

井上定幸(文書館長)9回迄

元・8・26 第4回郷土史研究講座

松島栄治(県史編さん原

始・古代史部会長)

元・10・5 全史料協全国大会参加(広

島)

元・10・8 第10・11回長期古文書講座

田畑勉(群馬高専教授)

元・10・29 第12・13回長期古文書講座

飯倉晴武(宮内庁書陵部調査官)

元・11・1 古文書寄贈・寄託者感謝状

贈呈式

元・11・4 企画展記念講演「村のくらしと山林原野、その課題」

古島敏雄(東京大学名誉教授)

元・11・12 第14・15回長期古文書講座

原島陽一(国立史料館教授)

元・12・3 群馬県地域文化研究協議会

総会・研究会当館で開催

元・12・10 第16回長期古文書解説講座

古川貞雄(長野県史兼任編纂委員)

元・12・17 第17回長期古文書解説講座

佐藤孝之(東京大学史料編纂所助手)

2・1・21 第18回長期古文書解説講座

2・1・28 第19回長期古文書解説講座

小暮隆志(文書館主任)

第20回長期古文書解説講座

岡田昭二(文書館主任)

平成元年度講座終了式

発行/群馬県文書館

〒371 前橋市文京町三丁目七番六号

☎(0274) 311330

印刷/朝日印刷工業株式会社

☎(0274) 511133

題字 岡庭征人書